

第10回 教育問題審議会 会議録

日時： 平成20年4月10日(木)

午後2時～3時40分

場所： 泉南市埋蔵文化財センター講堂兼視聴覚室

教育部長 どうも皆さん、こんにちは。

本日は御多用の中、また、お足元の悪い中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第10回教育問題審議会を開会させていただきます。

まず、開会する前に、新しい審議委員さんを紹介させていただきたいと思います。

この4月1日の人事異動によりまして、泉南市財務部長に就任されましたVさんです。新しい委員として、本日より出席していただいております。

なお、委嘱状につきましては4月1日に交付させていただいております。

V委員、一言、自己紹介お願いいたします。

V委員 皆さん、こんにちは。

先ほど、司会の方から御紹介いただきました、この4月1日付の人事異動で財政部長になりましたVでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

教育部長 どうもありがとうございました。

なお、本日は、既に出席委員が過半数を超えておりますので、適法に成立しておりますことを御報告させていただきます。

本日は、若干まだ来ていない委員さんもあると思いますけれども、欠席、また、遅参の通知を今のところ受けてございませんので、報告いたします。

また、当審議会の議事録は泉南市情報公開条例に基づき、請求があれば公開対象となります。発言者の氏名は原則としてそのまま公表することになりますので、御承知おきください。ただし、ホームページでの議事録の公表は、氏名についてはアルファベットにいたします。

また、本日の配付資料は、審議会答申案とパブリック・コメント4件であります。御確認をお願いしていただきたいと思います。

それと、パブリック・コメント4件、今、配付しておるわけでございますけれども、実

際は6件ございました。その中で、パブリック・コメントの御意見の募集要項というのがございまして、その中で、御意見の募集方法ということで4件ございます。その中で、御意見を記載する様式は任意ですが、必ず住所、法人等の場合は主たる事務所の所在地、氏名、法人等の場合は名称及び代表者氏名、年齢、性別、電話番号、連絡先を明記してくださいという項目がございます。その2件につきましては、今申し上げましたように、氏名、年齢、性別、電話番号、連絡先が明記してございませんでしたので、2件分がこの要項に違反しているということで省かせていただきました。

すべて要項に合致している分4件、その分を取り上げさせていただきました。

それでは、会長にバトンタッチさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

会長 皆さん、こんにち。

新年度、まだ入って間なしの大変忙しい中、また、きょうは足元の悪い中、審議会に御参集いただきまして、お礼申し上げたいと思います。

1月30日に第9回の審議会を開催いたしました。かなり活発な議論の中で、私たち審議会としての案を全会一致で確認をしたところでございますが、その後、今、教育部長からもございましたように、パブリック・コメント等動きがございました。第10回審議会として、限られた時間ではございますが、熱心に御討議いただきたいと思います。

あと、座って進行します。

当審議会、原則公開となっております。

傍聴者の申し込みはきょうございますでしょうか。

申し込みがあるようですので、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、傍聴を許可しますので、事務局の方、入場の誘導をしてください。

(傍聴者入場)

会長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

先ほどのあいさつでも述べさせていただきましたように、第9回の審議会、1月30日の審議会で、審議会案についてさまざまな御意見をいただきました。その意見を踏まえまして、審議会案は文言を一部修正した上、審議会答申案として、3月号の市の広報において、パブリック・コメントを広く市民の皆さんに求めたところであります。

パブリック・コメントは3月5日から4月4日まで1ヵ月間募集をいたしまして、その間にちょうだいしました意見は6件ありました。そのうち2件につきましては、教育部長

からございましたように、パブリック・コメントの募集要項との関係で、住所、氏名等がないものが2件ございましたので、正式には4件、パブリック・コメントとして当審議会に届いたということになります。

本日の審議会は、届けられましたパブリック・コメントを整理して、その意見を参考に、答申に向けた検討を行いたいと考えております。

そこで、まず一つは、前回、第9回の審議会でかなり御議論いただきまして、審議会答申案としてまとめるに当たって一部修正した件がございます。その修正点について、どこがどう修正になったのか、これが一つであります。

二つ目は、修正しました審議会答申案に対しまして、先ほど来、報告しておりますように、パブリック・コメントが4件受理されております。資料として、本日の審議会委員の皆さんに提出をしておりますが、パブリック・コメントの内容を事務局の方から読み上げて、審議委員で確認をしたいと思っております。

三つ目は、そのパブリック・コメントに対しまして、審議会としての回答を作成しなければいけないわけではありますが、私の方で、事務局の人の協力も得ながら、回答の案ということ、同じく資料のそれぞれのパブリック・コメントの末尾にゴシック体で記しております。

以上、前回審議회를踏まえての修正点、寄せられたパブリック・コメント、それに対する回答案、一括しまして、事務局の方から資料説明兼ねて報告お願いしたいと思います。

教育部参与 失礼します。

それでは、私の方から、お手元にお配りしております資料の中で、泉南市教育問題審議会答申案、前回の審議会案から修正した点を御説明申し上げます。

3点ございました。

まず、1点目でございますが、その答申案の2ページごらんいただけますか。

中ほどに、「学校規模適正化のための原則」という項目がございます。

審議会案では、項目だけ5項目並べておりまして、内容につきましては、資料という形で、資料に添付という形をとってございましたが、本文に入れた方がいいのではないかという意見がございまして、このような形で、前審議会が示した学校規模適正化のための原則を5点にわたりまして本文に入れております。

それから、2点目でございますが、同じその資料の9ページでございます。

学校規模適正化を進めるに当たっての、統合に当たっての第2段落をもう少し詳しく

記述をすべきというふうな意見がございまして、こんな形につけ加えております。

読ませていただきます。

新たな学校が目指す学校像としては、前審議会答申で示された教育課題の克服と教育理念の実現を推進する学校である。すなわち、すべての子供にとって、いじめや差別のない、一人一人が大切にされる、人権尊重に基づく学校であることはもちろんのこと、社会階層や文化的背景、マジョリティ・マイノリティに左右されることなく、すべての子供に学力をつけ、その進路を切り開く学校である。

そのためにも、保護者はもちろん、周辺地域を含めた地域住民にも、学校運営に積極的に参画できる体制づくりに努め、ともに取り組んでいけるようにしていかなければならない。統合校をそのモデル校として位置づけるとともに、総合行政として最大限の支援が必要であるとのこととございます。

そして、3点目は、その一番下、の中で「調整区について」という項目がございましたが、資料の10ページの3行目から4行、この部分を修正しております。

読ませていただきます。

今回の課題として残された調整区については、将来的には単一校区とするため、調整区の児童生徒数の動向を注視し、前の審議会答申でうたわれた、子供の最善の利益を中心に据えた、新たな教育コミュニティとしての単一校区とするために十分な検証を行っていく必要がある。

以上、この3点を修正して、審議会答申案という形でホームページ等で公表させていただいております。

続きまして、この答申案に対しましていただきましたパブリック・コメント4件につきまして、読み上げることによりまして御紹介させていただきます。

同じく、お配りしております資料、パブリック・コメントについてという資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1件目は、樽井在住の方からです。

これはあくまで個人的な正直な気持ちです。

前回の会長案には賛成しました。これでやっと、そう思っていたやさきの話でした。

一丁目、七丁目は樽井区です。今までも樽井区民として生活の場を広げてきました。

今回の案は賛成できません。

一時、調整区という言葉に、まあいいかと思いましたが、読めば読むほど、数年のうち

に樽井小学校から切り離そうとしているのではないかという考えから離れることができません。もしそうなったとき、この区はどちらの区からも受け入れられない、宙ぶらりんな地区になると思います。住んでおられない方には理解することは難しいと思いますが、住んでいる者にとっては一大事です。

人数の割り振りだけですべてが、子供たちがみんなうまくおさまるはずはないと思います。大変化をもたらされる地区は学校だけでなく、そこで生きる日常生活も多くかかわってくるのです。

まず、一丁目、七丁目の子供を持つ親全員の意見を聞いてください。そして、反対が大多数ならば、この案はやめていただきたい。当事者を無視しないでください。

みずからの意思を無視される形で、所属していたコミュニティから別のコミュニティへの変更を余儀なくされる気持ちはいかがなものでしょうか。

たくさんの友達と切り離され、転校生のように別の学校に通うことになる。精神的負担は、子供だけでなく親にも重くのしかかっています。今まで築いてきた社会が根こそぎ変わってきます。

学校再編は子供の幸せを願って行っているはずです。親が納得できないこの案が施行され、もし途中で違う学校に行かなければならなくなり、子供が嫌だと言ったとき、私には子供を納得させることはできません。

この案を無理やり通すのであれば、少なくとも、我が家はずっと不安、行政への不信な気持ちを抱えて、地域、学校とつき合っていくことになると思います。

百歩譲って、調整区とするならば、未来にこの言葉をなくすことがないという確約が欲しいです。

最後の一つ。書かれている文章が難し過ぎてよくわかりません。特に、言葉じりに、場合によってはどうとでもとれるあいまいな表現が多く、不透明な、裏がありそうな感じが否めません。それが、なおさら行政に対する不安、不信感を募らせています。

調整区を単一校区となるよう検証を行っていくというのは、具体的にどういう意味なのでしょうか。

これに対する回答もあわせて読み上げさせていただきます。

本審議会においては、学校規模の適正化を図ることが主たる諮問事項であり、大規模校並びに小規模校の是正に取り組んできました。

会長試案では、調整区を極力なくし、信達小学校の大規模校を是正すべく校区の再編案

を示しました。

それに対し、各種団体等（各幼小中PTA、各区、議会など）からの意見書及び3回の審議会における議論の中で、樽井小学校については、今後、児童数の減少が見込まれるが、当面、大規模校であるとの指摘があったこと。

伝統的な地域コミュニティが存在しているため、校区再編について十分な地域住民の合意が得られなかったこと。校区再編の合意が得られない地域の方で、通学距離の関係で、近くの学校を希望する場合もあるなどを勘案し、学校規模適正化の暫定的な措置として調整区を設定いたしました。

なお、今回、調整区と指定した地域は、従来の校区を指定し、希望する方のみ指定校変更願いを出していただくことになっております。

例：樽井七丁目の方は、樽井小学校を指定し、就学通知いたしますが、希望される場合は指定校変更願いを出していただき、今回、統合される小学校への入学が認められるという流れになります。

ただし、調整区はあくまで暫定的な措置であり、今後、児童数の動向を見きわめながら、調整区をなくす方向で単一校区を目指すことが示されましたことを、御理解のほどお願いいたします。

2件目です。

幡代在住の方からです。

幼児が二人います。在住地が泉南市幡代二丁目なので、小学校は泉南市立雄信小学校に通学校区が決まっております。

自宅から雄信小学校までは約2キロメートル、徒歩で約30分かかります。この間に国道26号線を横断する必要もあり、交通量の多い道路が通学路となっています。通学路には歩道もガードレールもありませんので、子供を30分も歩かせることは非常に危険であると思います。

私どもの自宅は泉南市と阪南市の境界付近にあり、自宅から約600メートル、徒歩約5分のところに阪南市立朝日小学校、阪南市自然田272-1があります。この小学校までは住宅内を通るだけなので、雄信小学校に行くよりも格段に安全であると言えます。

子供の安全を考えるならば、朝日小学校に通学する方がよいのは言うまでもありません。

泉南市教育問題審議会答申案文中の2、審議の前提となる前審議会答申が示した、学校規模適正化に係る認識、学校規模適正化のための原則 子供の最善の利益を優先する適正

化を考えた場合、自宅から近くの学校に通わせることは言うまでもありませんが、市側は全くそのようなことを考えているようには思えません。市は小学校の学校規模適正化を進めるに当たり、雄信小学校の児童数をこれ以上減らしたくないとの思惑があるため、これに反するような要望には対応してくれないのだと思います。

このような考えは市の一方的な内部的な事情であり、子供の最善の利益を優先する適正化とは言えません。

阪南市立朝日小学校、阪南市長は、泉南市の要請があれば、泉南市側の児童を受け入れるとの表明をされていると聞いています。あとは泉南市の行動あるのみです。

子供にとって最善の利益を優先させるため、御検討をお願いしたいと思います。

その御意見に対する回答案です。

学校教育法第38条には、「市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるのに必要な小学校を設置しなければならない」と規定されており、どの市町村も、その市町村内の児童が就学するための小学校を設置しています。ただ、地理的な位置関係等で、区域内の学校に通学することが困難な場合等には、同法第40条に「学齢児童の全部または一部の教育事務を他の市町村に委託することができる」とされています。

泉南市の各小学校で、国が定めていた遠距離通学の距離、小学校におきましては4キロメートル以上に該当する地域はごく一部に限られており、泉南市内で通学の困難な地域はないと考えています。

御意見で述べられている朝日小学校は、阪南市が阪南市の児童のために設置した小学校であります。阪南市教育委員会は、泉南市の児童を朝日小学校に受け入れるような表明はしていないとのことです。

このようなことから、泉南市の児童は泉南市の学校で教育を受けていただくことが基本であると考えています。

その中で、子供の最善の利益を優先する方法を検討しているということで御理解をお願いします。

3件目は、樽井在住の方からです。

私は樽井在住です。

他校区のことに深く言及することは避けて、在住の樽井小学校区に関する事柄を中心に書きたいと思います。

今回の審議会案についてですが、今年の会長案が出るまで、本審議会立ち上げから1年

数ヵ月を費やし、その間、学校視察、語る会なども開催し、その後、約半年間の熟考期間を経て会長試案が出されました。

この会長試案は、（１）子供の最善の教育を受ける権利を実現、（２）差別を許さない、（３）科学的な根拠に基づく結論を導き出すという３点を踏まえて出されたものとあります。

とりわけ、（１）と（２）については、本審議会立ち上げ当初から、傍聴しても、議事録を読んでも、幾度となく議論されていたように感じられます。

（３）については、会長試案作成に入ってから約半年間、事務局からの人口推移のデータなどを詳細にしておられたものと思います。

こうした中で、会長試案が、昨年９月２８日に出されました。

会長試案の中では、樽井小学校区に関しましては、今後、児童数が減少傾向にあり、あくまで見込みではありますが、２５年度には、ほぼ適正規模の小学校に近づくであろうとの見解に至ったようで、サザンコーストを新たに樽井小学校と雄信小学校との調整区とするといった内容になりました。サザンコーストとは、男里浜区に属するマンションですが、ここが、今までなぜ調整区でなかったのか。また、浜区は、歴史的には、本来、雄信校区であるところがなぜ樽井小学校との調整区になっているのか。

この点に関しては、教育委員会の範疇であり、当審議会のあずかり知らない部分であると思いますので、深く言及するのは避けたいと思います。

この会長試案が９月２８日に出されてから、各団体、ＰＴＡや議会、区長会、その他に意見集約をお願いされました。

樽井小学校ＰＴＡとしては、泉南市ＰＴＡ協議会からの要請で意見集約を行いました、校区の大幅な変更案が出されていないということもあり、意見集約には、全く意見、要望、質問はなかったようです。それが昨年１１月２０日期限でありました。

細かく言いますと、９月２８日の第５回審議会で会長試案が出され、ＰＴＡの意見集約は１１月２０日でしたので、１１月６日の第６回審議会には、ＰＴＡの意見集約が間に合っておりません。たしか、議会と区長会も意見集約は間に合っていなかったと思いますが。

そして、１１月２６日の第７回審議会にて、各校園の意見集約が述べられたと思います。

そして、ここからが疑問なのですが、ここまで審議会の立ち上げから約一年半かけて出された会長試案が、年末の第８回、１月３０日の第９回審議会で、このたった２回の審議会で、会長試案では触れてもいなかった樽井一丁目と七丁目を調整区にという案がわき起

こり、それが、当該、地域や住民との話し合いもなく、審議会案になってしまうというのは余りにも乱暴だと思います。

今までの議論、会長試案は何だったのでしょうか。

これについては、本審議会当初からの一つの目的であり、調整区はできる限り新設しないという理念からも大きく逆行するものであります。

ただし、この調整区導入につきましては、会長試案で示された校区再編の対象地域の中での論議、調整の中でいたし方なく校区変更を調整区にといういたし方ない部分があると思われるから、理解できる部分はありますが、樽井一丁目、七丁目に関しては、会長試案では触れもしていなかった何もないところからのいきなりの調整区導入には納得できません。

もちろん、会長試案はあくまで試案であり、拘束されるものではありませんから、新しい意見が出ることは拒むものではありません。

ただ、順序として、会長試案から審議会案にシフトする中で新たな案が出たのであれば、審議会案に移行する前に、当該地域との意思疎通みたいなものを図っていただくのが大事だと思います。

案に対して断固反対というわけではなく、段階を踏まえて、地域住民と意見交換をし、納得するような手順を踏んで、丁寧に進めていただきたいのです。

もちろん、このパブリック・コメントが出て以降に、再度、当該住民との話し合いや意見集約、語る会みたいなものの開催を予定されているのであれば問題ありませんが、ただ、流れを見てみると、どうも本審議会は、予算的にも19年度中といった期限があるようにも感じられますし、会長試案が出されてから妙に早足で進んでいって、答申を急いでいるようにも感じられます。それとも、全市的に、すべての市民や地域の声を聞いてはまともならないといった考え方もあるのでしょうか。

ここからは、私の考え方について少し書かせていただきます。

樽井小学校区だけでなく、全市的にも言える部分もあります。

本審議会でも、地域コミュニティと教育コミュニティという議論がありました。どちらが優先されるといったことはなかなか難しい問題でもあります。ただ、教育コミュニティの中に地域コミュニティが存在すると思われる。

環境という点から見ると、家族、親戚、隣組、地域コミュニティ、教育コミュニティといった順になるかと思えます。ですから、地域コミュニティなくして教育コミュニティは

語れない部分があるのではないのでしょうか。地域コミュニティイコール小学校区というのが理想ですが、それもなかなか難しい部分があるのも理解できます。

小学校の6年間というのは、子供にとって自我の芽生えの時期であると思います。この時期に幼少期の友人関係ができ、地元意識、地域といった考え方が根づくと思います。地元意識の欠如、地域の崩壊が叫ばれている昨今、できることなら、地域が分断されことなく、同じ小学校に通い、地域に参加できる環境を整えたいと感じます。それは樽井だけのことでなく、全市的に言えることだと思います。

そういう観点から考えると、今回の鳴滝統合校の案は、地域が一つにまとまる方向に進んでおり、素晴らしいことと感じています。

本審議会でも意見が出ましたが、個人（家庭）在住の地域と校区が違えば、ねじれのようなものが起こります。子供は、在住の地域ではない、通学している地域に参画する。例えば、祭りや青年団、地域の催しなど、大人は、従来の在住の地域に参画できる。祭りや地域の催し、また、防犯活動、婦人会、老人会など、このねじれのまま進んでいくと、従来在住の地域コミュニティから他の校区に通っている子供は、大人になれば、その育った地域に根差すことになる。しかし、住所というか、所属はもともとの地域コミュニティのままである。いかにもあやふやな状態で存在することになります。現に浜区などはそれに当てはまると思います。

調整区になったのがおよそ30数年前。もとは雄信校区として、すべて雄信に参画していた地域が、調整区導入により樽井小学校に通うようになりました。その当初の世代の児童が、今は大人になり、家庭を持つようになり、樽井小学校を母校とし、樽井小学校区を地域の母体として生活しています。

しかし、一世代上のおじいちゃん、おばあちゃん世代は、いまだに雄信地区に参画して、ただ、浜区の場合は区としてある程度独立しており、雄信地区との折り合いも何とかやっけていける部分がありますが、実際問題として、防犯パトロールや生活指導員会、その他地域活動においては、雄信地区、樽井地区両方に絡んで、ややこしい面もあるのも現状であると思います。ですから、区の中で地域が分断されると、将来的に地域コミュニティの崩壊につながる危険性をはらんでいると考えます。

何度も書きますが、このねじれの部分に関しましては、樽井に限ったことではなく、全市的に当てはまることと考えます。

長々と書きましたが、論点（要望）は、校区再編は全市的に地域コミュニティというも

のを十分考えて議論していただきたい。

樽井一丁目、七丁目を調整区にするような、会長試案で触れていなかった新しい案を審議会案に盛り込むのであれば、今からでも遅くないので、審議会と地域住民と十分な意思疎通を図り、丁寧な対応をとっていただきたい。

樽井一丁目と二丁目の一部、現在の信達小学校区の地区ですが、地番は樽井なので、信達小学校と鳴滝統合校との調整区にするのであれば、樽井小学校も選択肢の中に入れるかどうかの議論をしていただきたい。

小学校区には直接関係ありませんが、上記樽井一丁目、二丁目の一部について、信達小学校を選択した場合でも、中学校進学の際、泉南中学校を希望したときは、特例として認めるような措置はとれないのものか。

以上、次回、審議会で議案提議をお願いします。

この御意見に対しましての回答は、1件目と同じ内容になってございますので、読むことは省略させていただきます。

4件目は、樽井区樽井区長、竹野様よりの意見でございます。

学校規模適正化に向けての全市的な校区再編の具体案についての答申案に対する樽井区の意見。

樽井小学校の校区は、平成5年11月12日より市において実施された住居表示により、樽井地区の樽井一丁目から樽井七丁目をもって構成されています。

樽井小学校は、明治8年当時のたる井村の小学校として開設されて以来130有余年、この間、樽井町の、そして、昭和31年、町村合併後は、樽井地区の小学校として、樽井区も全面的な支援を尽くしてきました。ちなみに、同年、同じく開設された雄信小学校は、今日の男里区、幡代区、馬場区、浜区を校区にし、また、同じく鳴滝小学校は、鳴滝区を校区にし、それぞれのまちとともに、その歴史を築いてきたものであり、大切にすべきものではないでしょうか。

答申案では、最新の詳細なデータ分析を行い、客観的で科学的な証拠に基づく結論を得ることを方針としていますが、市教育委員会の資料によると、現状は次のようになっています。

資料は省略させていただきます。

上記の表で明らかのように、本来的には、樽井小学校は、現在も、5年後も過大校でも過密校でもないのです。問題は、男里浜区が雄信小学校の校区ですが、調整区として、そ

のほとんどが樽井小学校に来ており、そのために、樽井小学校の過大・過密化という問題を引き起こしているのです。

その責任は、すべてこれまでの市教育委員会の無責任な教育行政の進め方にあります。

それは、今、審議会の掲げる、小規模是正の対象校である雄信小学校の安定的な複数学級の維持をも困難にしています。

今、審議会は、この問題の解決を図るためにも、真剣に考え、本来に立ち返るようすべきではありませんか。

樽井区は、次のことを意見として述べ、答申案に反映されることを要請します。

第1は、平成5年11月、せっかく市行政当局が住居表示を実施したにもかかわらず、これを無視し、これまで、樽井一丁目の市総合福祉センター山側と樽井二丁目の泉南中学校の山側の子供たちを信達小学校へ入学させてきたことは、子供たちを預かる市教育委員会がしてはならないことです。しかも、答申案では、この樽井一丁目の子供たちを信達小学校区のまま、鳴滝統合校との調整区にするという二重の過ちを重ねています。

一方、答申案でも認めているように、樽井一丁目から樽井七丁目の子供たちが、安心して樽井小学校に通学できるように、速やかにその是正措置を図るべきであります。

第2に、今、審議会では、学校規模適正化のために調整区を廃止し、また、新たに設置しないものとするを大方針として進めていたにもかかわらず、樽井一丁目と樽井七丁目を、鳴滝統合校との調整区にすることを、審議会案、答申案に突然提起する、このようなやり方に、驚くとともに怒りを禁じ得ません。

このようなことを提案する前に、なぜ樽井区と協議をしないのか。既に、樽井区からは、樽井地区の分割や、それを意図するようなことは断じて許さない旨の区民の総意を示した6,000名に上る署名を前審議会と市教育委員会に提出しています。

この問題は、泉南市における住民自治を踏みにじる、全く不当なことです。

このような答申案の実施は、ますます教育行政を混乱に陥れることとなります。

この提案を直ちに撤回することを要請します。

今審議会が答申案に示しているように、保護者はもちろん、周辺地域を含めた地域住民にも学校運営に積極的に参画できる体制に努め、ともに取り組んでいけるようにしていかなければならないという方針があるなら、今審議会において、樽井一丁目から樽井七丁目までの子供たちが、すべて樽井小学校に通学できるよう、樽井区の意見を率直に聞いていただくとともに、具体的な協議の場を設けることを改めて要請する。

この御意見に対する回答としましては、1番目の回答と同じなんですが、最後の3行をつけ加えております。

なお、前審議会に対する署名・嘆願書の中で、子供たちの人権が保障されるべき審議会にかかわって、差別事象が生じたことも事実であり、本審議会においても、審議の冒頭において確認を行ったところです。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

今、事務局の方から、1点目は、これはもう再確認でございますが、第9回の審議会で一部修正の意見が出ました。パブリック・コメントを求める前に、審議会答申案として修正しておこうという点、3カ所ございました。これについては、もう議論が済んでおりますので、報告ということで御確認を願いたいと思います。

そこで、本日は、第9回の審議会で、審議会答申案として公表いたしましたこの意見につきまして、すべて読み上げていただきましたように、正式なパブリック・コメントとしては4点の意見が届けられています。それに対しまして、一応、回答の案というものを作成して、資料としてきょうの審議会に提出をしております。パブリック・コメントの意見につきまして、あるいはその回答につきまして、さらには、これら意見を審議会答申に盛り込めるかどうかということをおわせまして、審議会としての意見をまとめていかなければいけないと思っております。

これらの点につきまして、委員の皆さんから御意見ございましたら、よろしくお願いをしたいと思います。

いかがでしょうか。

E委員 すいません、これ投稿してる人、名前わかってるんですか。樽井在住とかという事になってますが、そちらでわかってるんですね。じゃあそれで。

会長 個人の方で、住所も名前もわかっているんですけども。あと、区長の団体名でありますが、それだけは区長名の正式な文書ということで出させてもらっています。

ほか、パブリック・コメントに対する取り扱い2件等でも構いませんので、御質問ありましたら、あるいは御意見ありましたらお出し願いたいんですが、いかがでしょうか。

E委員 もうこのままでええんちゃいます。樽井区さんに対しては幾ら言うても無理です。だから、交わるところがないですから、そりゃ答申、これ、もうある程度もうけりつけて、進めたら、もう答え出したらどうです。決めてしもうた方が僕いいと思います。

おうたるかと言ったら抱いてくれということになりますし、抱きましょかと言うたらおんぶ・・・。もうこれ幾ら言うても一緒ですわ。何かちょっと物の考え方ね、ちょっと違うと思います。

樽井の区長に対してはちょっと失礼やと思いますけれども、私の気持ちはそういう気持ちです。

会長 ありがとうございます。

今、E委員から御意見、提案ございましたが、ほかいかがでしょうか。

P委員

パブリック・コメントを読ませていただく限りでは、樽井一丁目、七丁目の住民の方の反対だというふうな認識だと思います。

調整をしないといけないという部分もあるというふうに考えると、どちらかにもう結論をきちんと導いておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

その結論を導くに当たって、今、E委員おっしゃられたように、もうじゃあこのままでいきましょうということであれば、これは大苗代も含めてなんですが、その判断をする時期、どちらにするというふうな線引きの時期をある程度、向こう何年、どれくらいの進学数でとかというふうな一定の基準を設けておくべきじゃないかなというふうに思うんですが。

そのどちらかに、調整区を何年続けるとかというところの考え方について、新家東、新家については平成25年というふうに明記されてるんですが、この樽井、鳴滝、それから、信達、一丘の調整区の設置については、年限が切られていないというところからすれば、そのへんの一定の方針というのは、きちんと導いておく必要があるんじゃないかなというふうに思うんです。

これは、事務局側で何か考えられている案とかというのはあったんですか。ちょっとちまたで、2年ぐらいをめどとかというふうなうわさもお伺いしたんですが。

会長 今、P委員から調整区の見直しというか、調整区をなくして決定するというような、そういった作業について、教育委員会事務局で何か計画予定があるかどうかということなんですが、いかがですか。

教育委員会の方で答えていただいたらいいと思うんですが。

教育長 今回のこの答申案につきまして、去る3月議会の中でも、校区問題審議会のことについて、D委員からも代表質問でありましたし、一般質問でも若干の質疑がございま

した。

議会の方からも、また、市民の方々からも、この調整区ということについて、今、P委員言われたような意見を言われたこともございます。どのように教育委員会事務局としてこの調整区を考えているのかというようなことの質問もございました。

私は、その答申にかかわっている内容から踏み出すわけにはいきませんので、答申に書かれている内容で答えさせていただいているというのが現状でございます。

ここで、教育委員会として何年をめどにとということと言いますと、それがまたいろいろな意味で波紋を呼ぶということもございますので、ただいまは、この調整区の扱いについては慎重に情勢を見守っていきたいというふうに考えておりますが。

代表質問の中で、D委員からは、この校区問題のことについては、市長や教育長が大いにリーダーシップを発揮して、取り組んでいく必要があるのではないかというようなことも質疑の中でございましたので、そのことを念頭に置いて、慎重に児童推移を守りながら取り組んでいきたいという範囲でしか今答えることができないということで、御了解をいただきたいと思えます。

P委員 基本的に、私、答申が確定していない中で、教育委員会としてなかなか踏み込んだ発言ができないと思えますが、やはりこの調整区が解消する時期というのは、ある程度、目安にしてきちんと審議会の答申として盛り込んでおくべきではないかなと。2年なら2年、3年なら3年、この調整区の児童の推移といいますか、どちらの学校を選んでいるかとかいうふうなところを判断した上で考えていくというか、決定するというか、そういう形にもっていく方がいいんじゃないかなというふうに思います。意見です。

会長 答申の案では最後のページになるんですね。10ページに、第9回の審議会でもそうでしたが、この調整区ということが、最後、まとめるに当たってかなり論点になりました。

前審議会は、調整区を基本的になくせと、なくすという、ここから本審議会もスタートをしたわけでありまして。そういう意味では、会長試案として私が出させていただいたやつには、極力そういうことがない形で出したわけでありましてけれども、しかし、なかなかこの大規模校あるいは小規模校の是正というテーマと、もう一つは、各地で意見を聞かせてもらった、今回のパブリック・コメントにもありますが、地域コミュニティの意思というのを尊重してほしいという強い意見等がありまして、なかなか一本の線で、今回、一刀両断に区分けするということが、結果できなくなってくる。また、今回のパブリック・コ

メントでもそうですが、ある方は、近いところへ行かすのが審議会の考えなければいけないことじゃないかということで、近いところ、安全なところということで、お隣の市の学校へでも行けるようにしたらどうかというパブリック・コメントがありましたし、逆に言いますと、多少遠くても、地域コミュニティは守るべきだから、同じ町名のところは全部同一校区にすべきだという、パブリック・コメントの中でも、もう今回の御意見に対しましては、全く逆な方からの意見が出されているような状況でございます。

この間、いろいろ現地に行ったり、あるいは審議会での意見や、パブリック・コメントを含めまして、地域コミュニティの取り扱いということが、私自身は大変悩んだといえますか、それと、子供の最善の利益、安全、通学の距離、あるいは希望是正ということでありま。

そんなことの中で、最終的には、例えば、一つの調整区としては、樽井一丁目と七丁目が調整区という形で、今回、提示を審議会としてはしていることとなります。ただ、樽井校区からは、樽井は一つである、コミュニティを守ってほしいという強い要望が当初からございましたので、校区としては樽井小校区であると。しかし、児童の安全、近距離、あるいは新しい住民もたくさんいてるという、実際、現実の問題といたしましては選択できるようにする、これが、結果、本審議会として、お互い一方だけを否定するのではなくて、両方の意見を加味したぎりぎりのところではないかと。ついては、結果として調整区をなしにしようというその前提にかなり抵触してくるわけでありまので、最後のところで、これは一時的なことであって、将来的には単一校区にしていこうというふうに打ち出した、これが経過なり私の思いであります。

さあ、その、今言いましたような意見の相違あるいは考え方の総意、パブリック・コメントにもありましたように、教育コミュニティか地域コミュニティかというようなこと、いや、地域コミュニティと言っても、現場で聞いたら、もう新しく来た樽井の校区の人は、そんなん気にせんでいいという意見もたくさん出てきたりこうしておりました。

そんなふうな経過の中で、調整区そのものを解消できなかった今の状況判断からしますと、2年をめぐるとか3年をめぐるといようなことは、私にしてはちょっと無理かなと。あるいは、そのことまで前審議会に縛ってしまうというのは少し難しいんじゃないかなと。少なくとも、単一校区にしていくという原理原則の方向だけしっかりと打ち出して、もうこれでいいんやということで教育行政が再編問題に安住するのではなくて、最終的には単一校区制度へ帰着していく、そういうことを訴えるというところでぎりぎりではないかな

という判断をしております。

P委員の方で、もし何年という具体的な提案とそれの根拠がございましたら、少し説明していただいて、もう一度、皆さんの御意見を諮りたいと思うんですが、いかがでしょうか。

P委員 この年数の根拠というのは特にあれなんです、基本的に、やはり保護者の方、特に、その当該地域に住んでおられる方の不安がずっと何年も継続するというのは、非常にこの地域の子供たちにとっても不利益であるんじゃないかなというふうに考えます。

したがって、その辺で、ある程度一定の判断をする時期というのは、私は設けておくべきではないかなと。それによって、保護者の方の考え方とか意識とかというのも醸成されていくんじゃないかなというふうに思います。

やはり何も決まってない状態で、選択、どれぐらいのレベルであればこちらの方に統一しますよと、統合しますよというふうな基準が全く設けられてない現状で、じゃあ、最終的に樽井を選択する子供が多くても、鳴滝小学校に統合されてしまうというふうな可能性もないことはない。絶対あるとは言いませんが、ないことはないんじゃないかなというふうに思います。そのときの、やはりこの地域の方々の不利益を考えると、一定、その辺はきちんと踏み込んだ形でやっておった方がいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

今、P委員の方から、10ページですね、単一校区を目指すというのに、めどの時期を審議会案に明示してはどうかという御意見がございました。

パブリック・コメントを受けての一つの論点でありますので、盛り込むのかどうかというのを、きょう判断をしたいと思いますが。

ほか、いかがでしょうか。この論点についてでも結構ですし、別な、こんな論点があるんじゃないかということがございましたら、積極的に出していただきたいんです。

U委員 幼稚園代表のUです。

パブリック・コメントに対して、調整区についてちょっと質問があるんですけども。

大苗代区の中にクレバリー住宅というところがありまして、そこは一丘小学校区に飛び地として今なってるんですが、調整区となった場合、その飛び地の部分も地図の斜線の部分に入っているんで、今は一丘小学校区ですが、その調整区となった場合は、信達小学校にもその住宅が行けるかどうかということに対して、一切、記入されていないので、それ

はどうなるのかなと思って、お聞きしたいんですけども。

会長 事務局、いかがですか、わかりますか。

教育部長 大苗代地区のちょうどライオンズマンションの前の開発の件だと思います。今、53区の計画のところだと思います。

そこについては、当時、開発中の申請が上がってきたときには、大苗代区は信達小学校区でしたけれども、信達小学校は満杯状態で、入れないという状況にありました。開発の段階で、この部分については、異例ですけども、小学校の、距離的にも一丘小学校の方が非常に近いということもありましたので、一応、一丘小学校区ということで決めました。

今回、一丘小学校と信達小学校の調整区ということですので、その部分だけ一丘小学校というわけにはいきませんので、それも含めて調整区ということで考えてございます。

会長 U委員、よろしいでしょうか。

D委員 パブリック・コメントの中で一番気になる部分なんでございますけれども、特に、樽井区長という名前でパブリック・コメントが出てきてますね。この中で、私は、先ほども教育長言いましたけれども、この審議会というのは、なかなか地域の代表あるいは団体の代表、お互いにその地域のことを団体でもって考えて議論をしてきて、かなりこの審議会は、そういう委員の方々の意見を十分尊重されてなされた答申案が出てきてるんかなと、私はそう思ってるんです。

そのこと自身は、私自身は余りどうかなということ、この前の議会で質問させていただいたんですけども、今回こうして樽井区長の名前で出てきた中で、かなりこの答申案をつくるまでに地域の意見をかなり酌み上げてきたと思うんですけども、その辺、地域の方々、あるいは、例えば、教育委員会事務局に対して、樽井区からそういう正式な話があったのかどうか、ひとつその辺の経過としてお聞かせをしていただきたいと思いますので、この辺、わかってる範囲で答えていただければと思います。

会長 事務局の方、よろしく申し上げます。

教育部長 我々の方も、一定、答申案が出た時点で、一応、各団体、議会も含めてですけども、PTA、各団体に、意見書をいただきたいということで説明をいたしました。

その中では、区長会に対しても説明会を一応いたしました。まず、区長会の幹事会に説明をいたしまして、各ブロックの幹事長が、各地区の方へ行って、ほかの地区にも行って説明してくださいということで、資料も全部配布しました。

それと、たしか11月末だったと思うんですけども、区長会の総会の時点においても、

一応説明をさせていただいて、意見の出ていない区については、速やかに意見を出してくださいと。その中で、説明会等必要な区につきましては、我々はいつでも説明会に行かせていただきますという説明をいたしました。

その中で、説明会の希望がありましたのは、信達、大苗代区が説明会の希望がありましたので、我々、説明会に出席させていただきまして、試案についての説明をさせていただきました。

樽井区については、その時点では、そのような希望がございませんでした、一つは、樽井区が出している間違っただ看板ですね、それを早く撤去してくださいということは申し出を行いました。それ以後、我々も、樽井区の方から説明会等の要請はなくて、2月の初旬でしたと思うんですけども、今回のこの案について説明会を開くから出席してくれということで、事務局から4人行かせていただきまして、一応説明をいたしました。

以上です。

会長 よろしいでしょうか。

D委員 先日の3月議会定例会の中で、ある議員の方から、この審議会自体を侮辱するような発言がございましたので、特に、樽井の調整区に関しての話が主体でございました。これ教育委員会もよくわかってると思います。そのときは、議会として、大変重要な部分については取り消しをさせましたけれども。

そういう、ただ、樽井区長の名前でこういう形で出てくると、どうも地域との地域コミュニティの話があったですけれども、その辺の意思の疎通ができてなかったのかなという思いがいたしますので、その辺はこのままでいいんですか。それとも、樽井区全体としてこういう問題が惹起しているのかどうか。ただ一部の役員さんなり、あるいは一部の方々からこういう意見が出たのか。私は、答申案を出すに当たって、その辺は一つ大きな問題点ではないのかなと、こう思いますけれども、どうなんでしょうか。

会長 樽井区の状況についてということで、事務局、どうですか、答えられますか。

D委員 樽井区すべての話なら、もう一度、そりゃ樽井地区とやはり話をしとかないかん部分があるのではないのかなと、こういう思いが、ただ一部の方々が、ただ、問題は、区長という名前が出てきてますので、その辺の扱いがどうなのかなという思いがするんです。

教育部長 今までの説明会、また、樽井区との話し合い、いろいろな事柄の話し合い等の感じから見ますと、非常に申し上げにくいんですけども、パブリック・コメント一つ

にしても、この樽井一丁目、七丁目、たくさん住んでおられますけれども、全部で6件、1件は樽井幡代区ですので5件、その中で、氏名、住所、連絡先がないのが2件ということで回答はいたしませんけれども、それだけの件数しかパブリック・コメントに出してこなかったと。

もう一つは、2月の初旬に行った説明会ですけれども、ほとんどが区の役員の方、それと、老人会、婦人会とかそういう団体の方々が非常に多かったという記憶をしております。当該の一丁目、七丁目の方が多少は来ておりましたけれども、その辺は非常に少なかったんじゃないかなという、我々の方が思っております。

以上です。

会長 ありがとうございます。

ほか、パブリック・コメントの中身につきまして、あるいは審議会の答申に盛り込むべきかどうか、あるいはパブリック・コメントの回答につきまして、御意見ございましたらお出し願いたいんですが、いかがでしょうか。

E委員 この樽井在住の方で、地域コミュニティについてというふうにいるいろいろ言うてはるんですけども、これ、実際、青年団の活動とかいろいろこういうの出てると思うんです。だけど、実際、その現場では、青年団、樽井の子がうちの鳴滝の青年団に入ったり、うちの鳴滝の子が樽井の青年団に入ったと。もうその辺がむちゃくちゃになって、むちゃくちゃと言ったらおかしいですが、もっといい雰囲気で行ってるわけです。そういうこともわからんとここに書いてるわけですね。

だから、こういう何を参考にして、今、D委員が言うてはったように、もう一回考え直す必要は僕はないと思うんですけども。

会長 地域コミュニティ論、正直かなり議論になったところでありまして、今、E委員の方から御意見いただきましたが、ほかいかがでしょうか。

M委員 小学校長会のMですけれども、今、私、論議は、大規模校の是正、小規模校の是正と、その中で、子供の最善の利益を図っていくんだよということで、この審議会ずっと続けていって、回を重ねてきていると思いますので、だから、この調整区のところ調整区でなくなるという場合はそのところが解消できたときだと、いわゆる大規模校の問題、小規模校の問題あるところは、ということだと思っております。

だから、もう何かずっと論議を重ねてきて、案として答申案が出されてるということでございますので、だから、この答申案でいいんじゃないかと。もう調整区なければという

ことの会長試案として出されたけれども、それはそれで苦渋の選択といいますか、調整区という形で残していくんだということで、最終的には、それをなくして単一校区でということでございますので、それはそれでこのままでいいなと思います。

会長 はい、ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

Q委員 いろいろな方がいろいろ言ってるんで、もうええかなとは思ったんですけども。

パブリック・コメント、調整区のことを主に書かれてるんで、改めて答申案として出されているものの9ページの一番下段に、それぞれの地域が大切にしている伝統的な地域コミュニティが存在しているため、校区再編については、十分な地域住民の合意が得られず、結果として、調整区を新たに設置することとなったということで、審議会としては、この間の議論の中で、やむなくやっぱり調整区にしてきたということも含めて議論をこの間もしてきてると思うんです。当然、住民さんは傍聴に来てない方がほとんどやと思うんで、そういう議論も余り知らずに、出されたものだけを見て、こういう文章を書かれていると思うんですけれども、やっぱり、審議会としてこの間、ずっとそういう議論の中でやむなくしたということは、一定、一審議委員としてもやっぱり理解をしていただきたいなという思いはあるんですけども。

あわせて、やっぱり、例えば、今回、樽井一丁目と七丁目のことが主に書かれてますけれども、やっぱり調整区というのはあくまで調整区なんで、結局、選択するのはやっぱりそこに住んでる親、保護者になってくると思うんですけれども、結局、調整区にしたところで、例えば、樽井一丁目、七丁目の人が、鳴滝の統合校に全く来ないという可能性も含めて、やっぱり今回あるということやと思うんです。ふたあけてみたらだれも来ない、これはこれでも、結果的に親が選んだことなんでそれはええと思うんです。

でも、そういう現状を見ながら、将来的に、結局、だれも来えへんかったら、結局、もとの樽井に戻したらええんちゃうんかということでも、これ、鳴滝の区長さんおられますけれども、僕はそれでもええと思うんです、結果的に。将来的にというのは、やっぱりそういう意味で見ればええんじゃないんかなと。

ただ、調整区が、ふたあけて、たとえ一人でも二人でも、そこから鳴滝統合校なり新たな学校に行くという現状が出てきたら、それはそれで、やっぱりきちっとその親とかその方々の思いもやっぱり尊重していくような議論もこれから必要なんじゃないかなというふ

うには、審議会もこれで終わりますけれども、やっぱりそういう一人一人の声というのも大事にしていく必要があるんじゃないかなというふうに思ってます。

そんな中で、今回、もう何十年も前に決められた校区が、新たにもう変えられようとしている中での、やっぱり泉南市の教育委員会としても新たな試みやと思うんで、やっぱりやってみらんとわかれへんという部分も大いにあると思うので、その辺は、今回出てるように、この案でまとめていってもいいんじゃないかなというふうに私個人としても思いますし、今回、このパブリック・コメントに対して、回答、こういうふうに出しますという案が出てますけれども、例えば、一人目の方の回答がその次のページに載ってますけれども、例えば、その回答の中の下段から上に、6行目ぐらいから、「なお、今回、調整区として指定した」という2行ありますね。例えば、この2行に二重線ぐらい引いて回答したってええんかなというように僕自身は思ってます。

会長 ありがとうございます。

ほか。

副会長 Q委員の御発言で思ったんですけれども、この答申案の原則論というのをもう一度確認をしていきますと、2ページの、学校規模適正化のための原則というのが、あえて単なる項目だけではなくて、内容を含めて挿入するというので、今回、挿入いただきまして、 から まで記載がされておるということであります。

現在、今、議論をされておりますのは、 と、それから との関係が特に御議論されておられて、 に関しましては、原則論というのは、でき得る限り調整区を廃止し、また、新たに設置しないものとするという、これと、今回の調整区という問題をどう調整したらいいのかと、これが第1。

第2は、伝統的地域コミュニティと教育コミュニティという議論がずっとありますけれども、 では、中学校という地域を単位にした教育コミュニティをどのように作り上げていくのか、中学校区の一体性を念頭に置いた措置を優先すると。この原則の中で、いわゆる伝統的な地域コミュニティの関係をどう考えるかと、これが従来のずっと今まで議論してきたポイントでございます。

本来ならば、この原則論に従ってこの校区再編をすべきですけれども、現状では、よりベターな判断として、この回答にもあるように、こういう調整区という形で、よりベターな現時点での対応ということをしざるを得ないということがこの案だと思います。

ただ、やはり原則論ということは常に意識をされなくちゃいけませんので、今後、慎重

に推移を見て、単一校区の方向へ目指そうというふうに考えるべきだと、そういう私は理解です。

だから、あくまでのベスト、この審議会としてベストの提案をしているわけではなくて、現時点でのベターということで、暫定的な措置という認識で出すと。ただ、これは、ポイントは、例えば、樽井小学校の校区を指定就学通知をするということがポイントなんですね。ここがもう原則なんです。ただ、希望される場合だったら、指定校区変更願いでいけますよと。原則は、もう樽井小学校ですよと、こういうところがポイントであるということをお理解いただきたいというのが私の意見でございます。

会長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

パブリック・コメントに対する回答、あるいは審議会案に対する、修正を加えるべきかどうかということで、今、御意見いろいろいただいておりますが、もうこのままいけという案と、最後の単一校区を目指す、その検討開始の時期を明示すべきではないかという、この点だけが少し提案として出されております。

御意見いただいた中では、P委員以外は、もうこのままでいいんじゃないかということであれなんです。

P委員、いかがですか、将来的にということでは、はい、どうぞ。

P委員 委員の皆さん方の御意見に最終的には従わざるを得ないのかなというふうに思うんですが、ただ、1点、ちょっと矛盾を感じる部分がありまして、この調整区の判断時期については将来的にという形になってるんですが、逆に、新家東小学校の統合問題については平成25年度と、これで判断をするというふうに明示されてると。片方は判断、将来的に、片方は平成25年度と、調整区云々の話自体は若干違うのかもしれないですけども、判断する時期を、片方は明示して、片方は明示しないというのは、非常にちょっと矛盾を感じるんじゃないかなというふうに思うので、もしその調整区を、将来的に単一校区という形での判断という方向でいくのであれば、新家東小学校の平成25年度というところも、将来的にというふうに変える方がそろってええんじゃないかなというふうに思います。

会長 新家東のこの時期の明示というのは、事務局の方で御説明願えますかね。

人権教育課長 失礼します。

以前にお配りをいたしました、教育問題審議会の第5回の事前配付資料で、児童数の平成19年度までの状況から、平成25年までの推測をした部分でございますけれども、新家小学校の平成25年の1年生の見込み数が45名という状況でございます。ただ、現在のゼロ歳児が43名ということで、非常に少なくなる可能性がある。このままいきますと、将来的には一クラスの学年になっていく可能性がある。

それから、新家東小学校につきましては、平成23年段階で、ほぼ全学年一クラスということでございます。その辺の状況を見まして、一応、25年の段階で、新家小学校の状況が、一クラスの状況により近づいていくのかどうかということが目安になるという形でこういう表現になったのかなというふうに思っております。

D委員 息子の肩もつんじゃないけれども、調整区の見直しを25年にやると。25年には審議会なり何なり立ち上げてやらないかんでしょ。それより将来的にしとく方が、全区の調整区を見直すということならば、その方がいいんじゃないですか、もう統一しとく方が。

片や、今言うように、審議は25年度にやるんやと。じゃあほかに問題になつとるときはいつやるんやろ、将来的にやる、これではちょっとおかしいから、そりゃもう将来的でええんじゃないですか、別に日時を限定せいで。その時期が来たら、当然、審議会なり何なり、あるいはこの間も言ったように、市長なり教育長なりの判断でやらないかん時期が来るんでしょうけれども、それは、その時期が来た時点ということでええんじゃないですか。片方、25年で切るというのはおかしいでしょ。

教育長 今、お二人の委員さんから、平成25年度をめどにという、この年数のことについて御指摘がございましたけれども、これがまた誤解を与えかねないというようなこともありますので、将来的にということで、統一してした方がいいという御意見が強いようであれば、もうそのようにしていただく方が事務局としてはいいかなとは思っていますので、御審議、よろしくをお願いします。

会長 今、議論いただいておりますのは8ページですね。8ページの、新家東小学校の小規模是正についてということで、ここでは、方策及び具体案のそれぞれの第2項の中に、平成25年度においても減少が続くようであれば是正を判断するという文言があって、平成25年度という時期を明示してると。全体の調整区の方は時期を明示していない。それであれば、将来的にという文言で両方統一してはどうかということで、P委員、D委員の方から提案がありました。いかがでしょうか。

教育長の方からも、それは、合わせるとしたら、将来的にということに合わせてはどうかということで、事務局サイドからの御意見もございましたが。

そういうことでよろしいでしょうか。

8ページの方の、新家東の方を将来的にという形で字句修正をするということで。

そして、最後のところの調整区の解消につきましては、結果として、将来的のまま、審議会の答申にそのままいかせていただくということで御了解願いたいと思います。

ほか、いかがですか。

P委員 何度もすいません。

審議会答申案の7ページの上段から2行目、 の東小学校の過少解消に向けてのくだりになるんですが、具体案の下から2行目、特別認定校運営審議会を常設するというふうな形で御記入いただいているんですが、この運営審議会自体の性質というところに、もう少し、特認校として確固たるポジションを築けるようにできたらなというふうに思います。

そこで、この形を学校評議会、大阪府下では、学校評議会という形で何校か設置されて、地域の方も参加されて活動されていると思うんですが、平成16年に、学校教育行政法の47条の5の方に、コミュニティスクールの指定という形で、学校協議会の設置が提言されております。ただ、まだ大阪府下では1校も導入されていない制度ではあるんですが、こちらの方を審議会としてきちんと乗せていただけたらなど。

この学校協議会とは何やと、コミュニティスクールとは何やというところなんですが、この学校協議会自体が一定の権限を持った、人事権も含めて一定の権限を持った組織となるという形で、学校、それから、地域、保護者、それから、教育委員会も含めて一体的な運営ができるようにする組織であるという形で導入していただければなど。

ただ、この指定については、文科省とか大阪府教委との事前協議も必要になってきますので、その根拠として、この審議会のこのくだりですね、具体案のくだりのところを採用していただければなというふうに思います。

意見です。

会長 すいません、ちょっとわかりにくかった。で、どういうふうに修正提案なんでしょう、文言といたしましては。

P委員 地方教育行政法に基づくコミュニティスクールの指定という一文を入れていただきたいなというふうに思います。

会長 校区再編との関係でどういう議論になるんですかね、それは。

P委員 いや、これは過少解消に向けて、特認校運営審議会を常設するというくだりがありますので、その特認校運営審議会をきちんとした形の組織として立ち上げられるように、一文を入れていただけるか、もしくは検討するか何か一文入れていただけたらというふうに思うんですけども。

D委員 これは、今後の教育委員会の研究課題と。まだ、今、大阪府下でも取り入れられてない団体やから、もう少し勉強した段階で、研究課題と、教育委員会に申し出る課題であって、もうこの審議会では、今ここで採用するのはとても無理な話。皆、委員さんも中身全然わかってない、そういう団体の。

だから、今突然そういう発議をされても、そりゃちょっと難しい。

会長 私も、校区再編の議論の中で、どうちょっと文言としてしんしゃくするかということ、ちょっと理解。

P委員 ちょっと急やったんで、もう取り下げさせていただきますが、教育委員会におかれましては、以降、検討していただけたらと思います。

会長 審議会の議論の中でそういう意見が委員から出されたということ、事務局の方では受けとめといていただきたいというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。

大分煮詰まってきたんではないかと思いますが、御意見、御質問よろしいでしょうか。

そうしますと、パブリック・コメントを受けまして回答を、これは、それぞれの方といいますが、このホームページ上で審議会からの回答という形でアップされていきます。

審議会の答申につきましては、先ほどありました、「平成25年度においても」というところを、「将来的に」ということで文言の修正を図るということでございます。審議会としての答申は、最終的にそのようなことになると思うんですけども、いかが計らいましょうか。

もう一度言いますと、P委員、D委員から提案がございましたのは、8ページの 新家東小学校の小規模是正に向けての、方策の(2)、下から3行目の途中から読みますが、「児童数の推移を見守り、将来的に、両校児童数の減少傾向が続くようであれば、新家小学校と新家東小学校の統合を視野に小規模是正を行う判断をする」

同じことが、具体案の、8ページの下から3行目、「推移を見守り、将来的に減少傾向が続くようであれば、総合的な政策により、小規模是正を判断する」というふうに、いずれにしましても、「平成25年度においても」というところを「将来的に」という言葉に

差しかえるということで、時期の明示をしないということで修正をしたいと思います。

特段、修正がなければ、これで、本審議会の答申の文章として最終的にまとめ上げたいと思います。

これは少しお諮りしたいんですけれども、という修正で、日程としましては、4月25日に、もう一つ、審議会の予定を予備ということで入れております。パブリック・コメントがどういうふうなものが出てくるのか、あるいはそれを受けた回答に対したり、修正に関する議論がどうなっているのかということがわかっておりませんでした。今のところ、本日の議論では、今言いました文言を、「平成25年度においても」を「将来的に」と文言を書きかえるということで、最終的な泉南市教育問題審議会の答申としてまとまるということでございます。

もう一度、これはどうなんですか、ちょっと事務局にも伺いたいんですが、25日に最終の文章で、審議会、極めて短時間になると思いますが、これですということにすることがいいのか、本日、これをもって審議会の答申がまとまったと確認して審議会を終了していいのか。

そのあたりは御意見いかがですか。審議委員のまず皆さんから、もうその部分だけだから、本日をもって審議終了としてよいということなのか、いや、最後、もう一回、「将来的に」という文言に直した答申文を配付して、確認の審議会を25日、第11回審議会ですか、設けるのが最善である、指摘であるということなのか、御意見ありましたら、ちょっと私、運営上のことなので、少しお諮りした上で会長として判断をしたいと思いますが、いかがですか。

教育長 この教育問題審議会の委員の皆様方は、もう大変御多用な方ばかりでございます。

ただいま審議をいただきましたように、この答申の、新家東、新家小学校にかかわる、「平成25年」という文言の修正だけだというふうに理解をしておりますので、もうこれだけの修正で、再度また25日に集まっていただくのは大変お気の毒かなというふうに思っていますので、もし御了解をいただけるようであれば、今回を最終ということにしたいかというふうには思いますが。

それは、もう委員の皆様方の御判断でよろしくお願いをしたいと思います。

会長 そしたら、一応、最後、これで決定ということになりますので、本日のこれで最終ということで御了解得られる方、挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

会長 ありがとうございます。

審議会の答申案がとれた答申につきましては、後日、諮問をいただきました泉南市の教育委員長の方に、会長としまして、私の方から代表して正式に提出の取り組みをしたいと思いをします。

また、最終的な案のとれた文章につきましては、きょう、御欠席の委員の皆さんも含めまして、審議会答申であるという、これが提出される最終の答申になったということ、事務局の方からそれぞれ文書で、いずれまた冊子になると思いますが、その前に、こういった形で案のとれた文書をお送り願いたいと思いをします。

4月25日、もう一度審議会の日程を確保しておりましたが、きょう、皆さんの御協力によりまして、審議会の答申という形で完成されたということで確認をさせていただきたいと思いをします。

としますと、私はこれで終わってしまうわけでありますので、本来でしたら、事務局から何か連絡ありませんかということになりますが、一言だけごあいさつをさせていただきたいと思いをします。

大変長い間、御審議いただきまして、また、会長試案を出すまでに随分と時間をいただき、御迷惑をおかけいたしました、委員の皆さんの大変な御努力と御協力によりまして、無事、泉南市教育問題審議会の答申がまとまるに至りました。心から厚くお礼を申し上げたいと思いをします。

学校も全部見せていただきまして、PTAの方とかいろいろな方とも議論をさせていただきました。私自身は、個人的には、地域コミュニティということについて、随分という勉強をさせていただいた思いがいたします。とりわけ、泉南市には、歴史と伝統のある区というのがありまして、これが、地域のいろいろなお祭りとかいろいろな人々のつながりのかなめになっているということを知りました。

当初の、前回の審議会が、最後まとまりませんでした、具体案として出されたことに対しまして、樽井区の皆さんから随分批判があったということもありました。4分割というような言葉が一時出たりいたしました。

そんな中で、調整区という批判はございますが、樽井小学校区の現在の校区をひとつ維持できるという形で、樽井区の皆さんの御要望に、何とかいろいろ御理解いただいて、現在の樽井校区の線は守れたということは、この間、樽井の皆さんから、叱咤激励、批判も

いただきながら、最後、パブリック・コメントでもう少し褒めていただきたいぐらいな気持ちでございますが、ひとつ、コミュニティということを私自身が学ばせてもらったことの、最後、ぎりぎりのあらわし方として、樽井の皆さんにも、本来であれば受けとめていただきたいなという思いであります。

それと、何と言いましても、今回の校区再編で最も大きな変化といえますが、大変な決断をいただきましたのが鳴滝校区の皆さんであります。

校区の調整というよりも、鳴滝区の皆さんには、母校がなくなってしまう、母校そのものがなくなってしまうというような統合という決断をいただきました。コミュニティがもともと一つなのが、一つの小学校になっていいじゃないかという、そんな気楽な話ではございませんでして、学校がコミュニティの心のよりどころだといたしましたら、学校そのものがなくなってしまうということに決断をしていただきました。また、そういう一番厳しい判断をしていただいた鳴滝地区の人に対して、前審議会の経過では、差別的な発言や偏見が浴びせられ、そういった状況の中で、大変冷静に、犠牲的に、子供の学ぶ権利を優先するということの議論の中で建設的に対応していただきましたことを、E委員さんを初め、Q委員さんにも厚く私はお礼を申し上げたいと思いますし、そういった今回の答申の持っている重みといえますか、鳴滝区の皆さんの努力と貢献に対して、正しく、私たちは、市民の皆さんに御理解願いたいなという気持ちでいっぱいでございます。

まだ調整区という形で、大変不本意な形、苦渋の選択という結果ではございましたが、宿題を残してしまったような答申になって、力不足を感じておるところでございますが、一たん、とにかく長くやってきました議論につきまして、議会の方でも、随分、D委員を初めとして御努力いただきまして、何とか、大体こういう線やなという、議会関係者の御理解もいただいたようでございます。

答申は、イコール教育行政の方針としての決定ではありませんで、これを教育委員長に出しまして、それを受けて、いよいよ泉南市の教育行政としてはこうします、ああしますという、こういうプロセスですので、答申が決定ということではなくて、最初の改革への提案ということになると思いますが、事務局として支えていただきました教育委員会の皆さんが、この答申を、あるいは答申のこの間の議論をしっかり受けとめていただきまして、答申に盛られた内容の誠実な実行に向けて、ぜひとも、もう一度力を発揮していただきたいというふうに思います。

長く事務局で前教育部参与がかかわっていただいておりますが、樽井小学校の今度校

長先生に4月から移られるということで、事務局では、人権教育課長を初めいろいろ御協力いただきまして、前教育部参与が一番メールでやりとりした、苦勞をともにした方でありますので、前教育部参与にも、またこの点、教育委員会の方からよろしく御報告をお願いをしたいと思います。

副会長にも大変助けていただき、もう大変忙しい、超有名な弁護士の先生で、時の人でございますが、時間をとっていただきました。審議会の前にも、何くれと大阪で出会ったりしまして、相談をしながら支えていただきました。

お一人お一人の審議委員の皆さんのお名前を出すことはできませんが、そうして、最終的な答申にまで至りましたことを、改めてお礼申し上げたいと思います。

本日まとめました答申、できるだけ速やかに成文いたしまして、私の方の責任で教育委員長の方に提出をしたいと思います。

皆さん、どうも長い間ありがとうございました。

教育長 そうしましたら、ただいま、会長さんの方からごあいさついただきましたけれども、私の方からも、一言、委員の皆様方にお礼を申し上げたいと思います。

先ほどの会長さんのごあいさつを聞きながらずっと思い起こしておりまして、感慨深いものがございました。

平成18年7月12日に第1回目を行わせていただきまして、きょう、10回目を数えます。毎回、会長さん、副会長さん、そして、委員の皆様方には、子供たちのために最善の校区再編ということで熱い議論を展開していただきまして、今回このような答申にまとめいただきました。

教育委員会としても本当にうれしく思っておりますし、先ほど、お言葉にありましたように、この内容を精いっぱい誠実に実現できますように、最大の努力をしていきたいというふうに思っております。

鳴滝第一小学校、第二小学校の統合、それから、調整区の問題、教育委員会としては非常に大きな課題、宿題をいただいたというふうに思っておりますが、皆様方に返していくということは、誠実にこの内容を制度化していくことではないかなというふうに思っております。

頑張ってもらいたいというふうに思っておりますので、今後とも、どうか、陰に陽に、御支援・御協力をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

これまでの議論に対しまして、御尽力に対しまして、本当に心からお礼を申し上げ、ま

た、委員各位の今後の御健勝・御多幸を心から祈念を申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、事務局を代表してお礼にかえさせていただきたいと思えます。

委員の皆様方、本当にありがとうございました。